

中津川市立神坂小学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～
～一人ひとりの児童が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V 重大事態への対応
- VI いじめ防止の対策のための組織
- VII 関係諸機関との連携（関係機関連絡先一覧）

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※平成 25 年「いじめ防止対策推進法」の定義より

I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

中津川市立神坂小学校

いじめをしない！ させない！ 許さない！

いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

（いじめ防止対策推進法第2条）

教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 未然防止を目指しながら、早期発見・早期対応に最大限努力する。

【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎些細なことでも集約、担当に報告を！
- ◎正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童についての日常的な情報交換で信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎市教委・警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

〈「いじめ」指導への基本的な考え方〉

- 人間ならば必ず「いじめの芽」をもっている。ゆえに「いつでも、どこでも、誰にでも」いじめは生まれると考えるべきである。私たちの心にもある。その芽は自分との違いや自分の知らないことやものに対する不安、そこから生まれる攻撃性、または自分が攻撃されていると感じたときの防衛本能など、自分の生命の危険や母性本能などからくる本能的な営み、他人を自分の意志のままに動かせる支配欲など、すべての人間がもつ心から生まれるものである。
- いじめは本能であるととらえる。だから誰にでもある。ただ、その本能をコントロールできる「理性」をもっているのも人間である。自分の中にある本能と理性、そのせめぎ合いを見つめ、目をそらさない。そして、「理性＝他者を思う心」が「本能＝自分を守る心」をコントロールできる児童を育てることがいじめの指導となる。

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立神坂小学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
◇いじめは、自分からは言いづらいもの
◇いじめは、見ようと思って見ないと見つからないもの
だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要
「いじめ防止 これだけは！」（平成28年度2月 岐阜県教育委員会）より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
◇子ども同士の「絆」づくり
○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」「自己肯定感」「思いやりの心」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、
認められているという実感をもった児童～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、委員会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

〈いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）〉

	「居場所」と「絆」のある学年・学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	前期始業式、学級開き 入学式 通学班会 1年生を迎える会	命を守る訓練（小、中） 交通安全旗・歩行訓練（4年以外） 自転車教室（4年） いじめ未然防止研修（職員）
5月	陶芸教室（1・2年親子、5年） なかよし班結成式、なかよし活動の開始 総合見学（6年）	
6月	宿泊研修（5年） 保護者による読み聞かせ 落合小との交流	プール開き 連れ去り防止訓練（1、2年） 人権教育伝達講習会（職員） 救急救命講習（職員、PTA、5、6年）
7月	ぼかぼか集会 通学班会 心のプロジェクト（5年） 落合小との交流	水泳教室（3、4年）
8月	通学班会 夏休み校内作品展	夏休み中のプール指導
9月	神坂学校運動会練習開始（小、中）	命を守る訓練（小、中）
10月	神坂学校運動会（小、中） 前期終業式 後期始業式 生活科見学（1、2年）、社会科見学（5年） 修学旅行（6年）、社会科見学（3、4年） 保護者による読み聞かせ	特別支援研修（職員）
11月	神坂総合文化祭（小、中）	人権教育伝達講習会（職員） ひびきあい週間
12月	ぼかぼか集会 落合小との交流	薬物乱用防止教室（6年） 生徒指導事例研修（職員）
1月	通学班会 書き初め会 新入生中学校説明会（6年） 総合的な学習のまとめ	給食週間・食育指導
2月		命を守る訓練（小、中）
3月	6年生を送る会（リーダーありがとう会） 新年度委員会組織づくり（落合小と） 卒業式 修了式 閉校式	がん教育（5年）

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立神坂小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と児童の人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気付きにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童に関わる全ての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

早期発見の基本

◇児童のささいな変化に気付くこと

→気になる変化（遊びやふざけのように見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

◇気付いた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を職員室で交流するなど、意思疎通を図る。（個人情報に留意する。）

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を召集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

- ～児童のささいな変化に
気付くために～
- 朝の健康観察の場面で、一人一人の表情を見る。
 - 連絡帳や日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
 - 休み時間の人間関係に気を配り、一人でいる児童に声を掛ける。

定期的に行うこと

- 子どもの心身の状況を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇、三者懇等）を実施する。
- 学年会、教育相談委員会で気になる児童について、短期的・長期的な支援を検討する。
- 職員のいじめに対する意識調査や人権感覚チェックで意識を高める。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

① 本人や周囲の仲間からの訴えに対して

〔心身の安全の保証〕

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアを最優先する。

〔事実関係や心情を傾聴〕

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

② 保護者に対して

〔日頃の連携に努める〕

- ・児童の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

☆アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は保管期間を該当児童の卒業後5年間とする。

〈いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）〉

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 教育相談委員会（児童交流） PTA 参観&懇談会 PTA 総会（いじめ防止基本方針説明）
5月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて） 家庭訪問（保護者との懇談） 心のアンケート 教育相談（児童との二者懇）、教育相談委員会
6月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて）
7月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて） PTA 参観&懇談会
8月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	地域別研修会 児童の交流（打ち合わせ日） 心のアンケート 教育相談（児童との二者懇）、教育相談委員会
9月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて） 個別懇談（保護者との二者懇）
10月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて）
11月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて） 心のアンケート 教育相談（児童との二者懇）、教育相談委員会
12月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて） 個別懇談（保護者との二者懇）
1月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて） 心のアンケート 教育相談（児童との二者懇）、教育相談委員会
2月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて） PTA 参観&懇談会
3月	朝の健康観察 日記やノートの観察 休み時間の観察	児童の交流（打ち合わせ日） 現職研修（必要に応じて）

いじめ発見のポイント

中津川市立神坂小学校

ちょっとした児童の変化を見つけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することを防ぎます。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切です。下記に記した『いじめ、差別等「発見」のポイント』は、ほんの一例に過ぎませんが、日常生活での児童つかみのポイントとしてください。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室から出ず、一人で過ごしている。
- ⑤ カバンや衣服が汚れていたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでも周りからほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたたかもしれない）
- ③ 机が隣と必要以上に離れている。
- ④ 「一日の振り返り」の時などに、小さいことでも集中的に名前が出る。
- ⑤ 強い口調で言われる。（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでも周りにほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と必要以上に離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ 鉛筆や定規などでつつかれる。
- ⑨ フードなどに何か入れられる、いたずら書きなどを入れられる。
- ⑩ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑪ 席を変わらせる。（特に特別教室。普通教室でもありうる）
- ⑫ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる。
- ⑬ ノートを取らなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑭ グループ学習などの活動のとき誰かに呼びつけられる。特定の子の所へ行く。
- ⑮ しばしば授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました。」「～を片付けていました。」
- ⑯ ペア活動でいつも余ってしまう。ペアになることを避けられ気味。

4. 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室や教室移動の時、一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立つ。(立たされている＝見張り役)
- ④ 暗い顔をして誰かに手を引かれ、誰かの後をついて歩く。(いじめ場所への途中?)
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かをぶつけられる。
- ⑥ プロレスのような技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる。
- ⑦ 玩具的な扱いを受ける。(耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、蹴られる)
- ⑧ 校外へ出る。(商店へのパシリかも?)
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子達の視線の先にいる。(女子に多い?)
- ⑩ 職員室の前などをうろうろする。(何か訴えるため、パシリで鍵や物を取って来いと命令されている)
- ⑪ 教室移動のとき、いつも一人。

5. 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒くさい分担(重いもの)をやる。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされ、他者が配ったのと変えられる。
- ③ 平等に量の配膳がされていない。
- ④ しばしば、足りないメニューがある。(取られた、意識的に配られなかった)
- ⑤ デザートなどを「くれくれ」と言われる。自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑥ 自分の分にいたずらされる。(箸をさす、混ぜる、隠す)
- ⑦ いつも一人で遅くまで食べている。(当番に嫌がられている可能性あり)

6. 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている。(冬の雑巾かけ、机つり)
- ② いつも、ごみ捨てに行く。(分担がはっきりせず、さぼり気味の掃除場所で)
- ③ ほうきでたたかれる。雑巾を投げつけられる。
- ④ ごみを掃きつけられていたり、水をかけられたりしても怒らない。

7. その他・全体的に

- ① 席替えやグループ作りの時、隣や同じグループになるのを嫌がられる。
- ② 急に成績が下がった。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。無口になった。
- ⑤ 急に行動力のある子と一緒に行動し出した。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑥ 「係をやめたい」「係を変えたい」と言う。
- ⑦ 「席替えをして」と頼みに来る。
- ⑧ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。(壊される、落書き、画鋲が入っている)
- ⑨ いつもあだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑩ いつも他者の用事で職員室に来る。
- ⑪ 特定の人の手伝いをする。用事を頼まれる。(よい行為だが、二面性あり)
- ⑫ 連絡帳で、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑬ 連絡帳の字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

中津川市立神坂小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切になってきます。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて、一人で抱え込まず、学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。

問題行動のキャッチ → 集約担当に報告 → いじめ事案を報告 → 校長は「いじめ未然防止・対策委員会」の招集

【「いじめ未然防止・対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

＜把握すべき情報（例）＞

- ◆誰が誰をいじめているのか？
（加害者と被害者の把握）
- ◆いつ、どこで起こったのか？
（場所と時間の確認）
- ◆どんな被害を受けたのか？
（内容）
- ◆いじめのきっかけは何か？
（背景と要因）
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？（期間）（時間軸で記録）

○被害を訴える児童から、事実及び心情を十分に聴き取る。

- ・聴き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保証する。

○いじめに関わったと思われる児童及び周囲の児童からの聴き取りを行う。

- ・5W1Hを時系列になるように記録する。
- ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
- ・聴く時は焦らず、慎重かつ注意深く進める。
- ・事実を突き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
- ・いじめられた児童に寄り添いつつ、いじめた側の児童にも丁寧に聴き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

○指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の児童）

○対応する教職員の役割分担を考える。

○すべての教職員への共通理解を図る。

○関係諸機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- 被害児童へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望をもたせる指導と支援を行う。また、自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめる側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聴き、その子の背景にあるものにも目を向け指導と支援をする。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び全校の問題として捉え今後に生かす手だてを仕組む。

保護者との連携

- ◆いじめられた側の保護者に対して◆
- 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◆いじめた側の保護者に対して◆
- 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害児童生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

○教育相談の継続・SC等の活用

○道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

V 重大事態への対応

中津川市立神坂小学校

「中津川市におけるいじめ防止のための基本的な方針(令和4年2月改訂版)より一部抜粋

1 いじめの防止等のために中津川市が実施する施策

資料の保管(令和4年2月8日 中教学第548号通知)

アンケートの質問票の原本等で、特記事項のないものを「一次資料」とし、その保存期間は実施日から5年間とする。アンケートの質問票に記載があり、そのことについての聴取を記録した文書や、学校がいじめを認知した事案の聴取の記録や調査報告書を「二次資料」とし、その保存期間は該当児童生徒が卒業後5年間とする。保管の方法については、紙媒体ではなく電子データ管理でもよい。

2 重大事態への対応

＜重大事態＞（法第28条1項1号、2号）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相応の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 重大事態の意味について

法第28条1項1号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の定命にいたる要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第28条1項1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な障害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に家庭訪問などで状況を把握するなどの対応が必要である。児童生徒の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は本人からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告(変更なし)

3 重大事態の調査(変更なし)

平成26年6月策定
平成30年3月改訂
令和4年2月改訂

Ⅵ いじめ防止の対策のための組織

中津川市立神坂小学校

いじめ未然防止・対策委員会

◎校長	「総括」
教頭	「総括補佐、教育委員会連携」担当
教務主任	「いじめ防止対策年間計画」担当
○生徒指導主事	「関係諸機関連携、小中学校連携」担当
教育相談主任・養教	「日常の観察、心のアンケートの集約」担当
学級担任	「居場所・絆のある学級経営」担当
SC、PTA 関係者、学校評議員	「外部専門家による児童の心のケア」担当
	「第三者による公平性の確保」担当
人権主任	「ひびきあいの日の取組」担当
道徳教育推進教師	「心を豊かにする道徳教育」担当
研究推進委員長	「わかる授業づくり」担当
学習部長	「学習規律づくり」担当
生活部長	「生活規律づくり」担当
情報主任	「情報端末に関わる研修」担当
代表委員会担当	「自治的な取組みづくり」担当

〈いじめ防止対策のための年間計画「いじめ未然防止対策委員会」に関わって〉

4月	拡大いじめ防止対策委員会① 指導方針、指導計画等 いじめ防止職員研修 いじめ防止対策方針説明会（保護者向け）	10月	いじめ防止対策委員会②
5月	心のアンケート①・教育相談	11月	人権教育伝達研修会 ひびきあい週間の取組 心のアンケート③・教育相談
6月	人権教育伝達研修会 ぽかぽか集会の取組	12月	
7月		1月	心のアンケート④・教育相談
8月	人権教育研修会 地域別研究会 心のアンケート②・教育相談	2月	いじめ防止対策方針説明（新入生向け） 後期学校評価アンケート
9月	前期学校評価アンケート	3月	拡大いじめ防止対策委員会③ 本年度のまとめ、次年度の方針検討

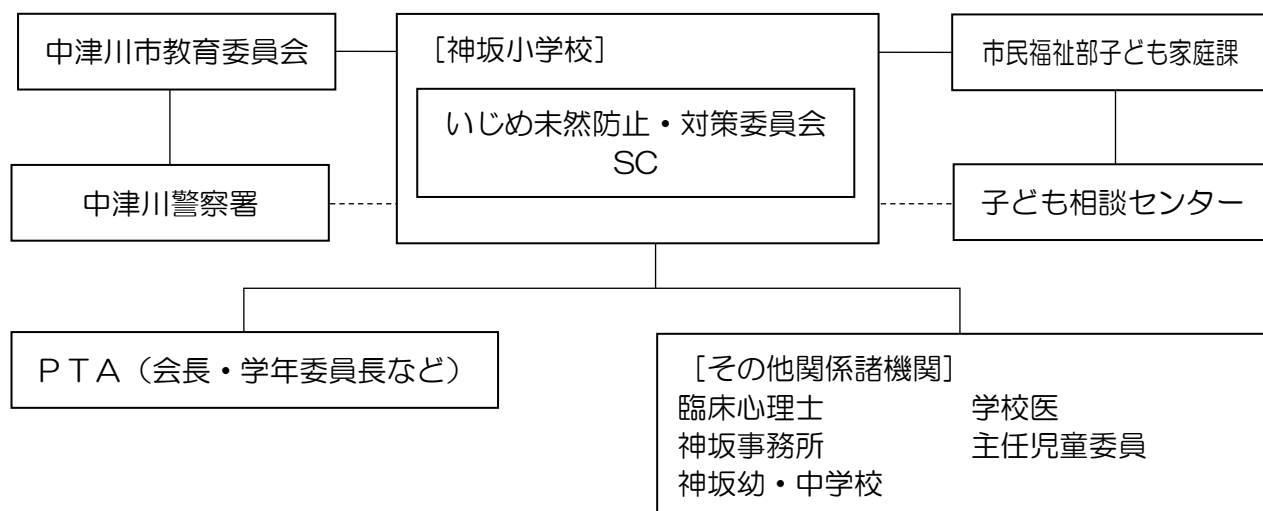
*いじめ事案発生時は**緊急いじめ対策委員会**を招集し、対応にあたる。

いじめの「解消」の二つの要件

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

VII 関係諸機関との連携

中津川市立神坂小学校



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市総務部	防災安全課	66-1111
	防災安全課長	内線：160
中津川市市民福祉部	子ども家庭課	66-1111
	子ども家庭課長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111

